

ふじみ野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名称

ふじみ野市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 目的

自治体が行う地方創生事業に対する寄附を行った企業について、法人関係税を税額控除する企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度により、地方への資金の流れをつくり、地方創生の充実・強化を図るものである。

ふじみ野市(以下、「本市」という。)では、当該制度を積極的に活用し、市に対して新規で企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業(以下、寄附見込企業という。)への働きかけを行い、寄附の獲得を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 対象プロジェクト企画・実施にかかる支援

本制度を活用した事業選定についての助言や資料作成支援を行う。

(2) 寄附候補企業のリスト化

受託者は、調査分析の上、本制度を活用した事業への寄附が見込まれる企業をリストアップする。

(3) 寄附候補企業への提案

リストアップした企業に対し、個別に本制度を活用した事業への寄附を提案する。企業への提案後、当該企業名等について、発注者に報告するものとする。

(4) 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業の寄附実施等に関する相談対応を行う。

(5) その他本業務の達成に必要なとする事項への対応

5 委託金額

(1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の式により算出した委託料を支払うものとする。

成果報酬型：寄付金額×受託料率(1円未満の単数は切り捨てる。)

- 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。
- (2) 委託料の支払いは、寄附見込企業が、発注者に対して寄附を行った後、寄附受け入れ額の総額が確定する年度末に行うものとする。なお、その際、寄附見込企業との間に生じた業務に係る費用は受託者の負担とする。

6 成果物

本業務の成果を示すものとして、マッチング支援を行った寄附見込企業及び寄付額等のリストを作成し、それを提出するものとする。

7 その他

- (1) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、「ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第26号)」を遵守し、業務上知り得た個人情報及びその他の情報等を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次本市と連絡調整を行うこと。
- (5) 受託者は本業務を第三者に委託してはならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、市と別途協議する。
- (7) 本業務の受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に発注者に報告を行うこと。支払額が予算額を超えることが見込まれる場合は、速やかに発注者へ報告し、協議の上、決定するものとする。
- (8) 寄附の申出が発注者によるマッチング支援によるものであるか否かについては、寄附申出者の記載内容により判断するものとする。
- (9) その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

8 担当部署

ふじみ野市総合政策部 経営戦略室

所在地 〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

電話 049-262-9000

FAX 049-266-6245

メールアドレス seisaku@city.fujimino.saitama.jp